

石運輸第811号の2
令和6年3月15日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第39条第1項に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の実施について」の一部改正について

標記について、別添のとおり自動車交通部長から通知があったので、了知願います。

北信交旅第971号
令和6年3月12日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第39条第1項に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の実施について」の一部改正について

標記について、別添のとおり物流・自動車局旅客課長から通達があったので、了知されるとともに、関係者に対し周知されたい。

国自旅第346号
令和6年2月29日

各地方運輸局等自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第39条第1項に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の実施について」の一部改正について

タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）の改正に伴い、「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第39条第1項に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の実施について」（平成27年7月14日付け国自旅第79号）の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正したので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

○タクシー業務適正化特別措置法施行規則第39条第1項に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の実施について（平成27年7月14日付け国自旅第79号自動車局旅客課長通達）

改 正 (案)		現 行					
<p>タクシー業務適正化特別措置法施行規則第39条第1項に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の実施について</p> <p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴う、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「法」という。）第48条に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験については、法、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号。以下「施行規則」という。）及びタクシー業務適正化特別措置法施行規程（平成26年1月24日国土交通省告示第57号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、下記のとおり実施することとするので、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別紙のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 出題範囲及び設問形式等 次のとおりとする。</p>		<p>タクシー業務適正化特別措置法施行規則第39条第1項に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の実施について</p> <p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴う、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「法」という。）第48条に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験については、法、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号。以下「施行規則」という。）及びタクシー業務適正化特別措置法施行規程（平成26年1月24日国土交通省告示第57号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、下記のとおり実施することとするので、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別紙のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 出題範囲及び設問形式等 次のとおりとする。</p>					
科 目	法令、安全及び接遇		科 目	法令、安全及び接遇	<u>地 理</u>		
地 域	特定指定地域	指定地域	地 域	特定指定地域	指定地域	<u>特定指定地域</u>	<u>指定地域</u>
出題範囲	告示第5条で規定する法令、安全及び接遇に関する科目の試験範囲		出題範囲	告示第5条で規定する法令、安全及び接遇に関する科目の試験範囲	<u>告示第5条で規定する地理に関する科目の試験範囲</u>		
設問方式	文章による○×方式及び語群選択方式（それぞれの比率は問わない）		設問方式	文章による○×方式及び語群選択方式 （それぞれの比率は問わない）	<u>文章による○×方式、語群選択方式及び地図問題</u> <u>（それぞれの比率は問わない）</u>		

出題数	45問（法令、安全及び接遇のそれぞれについて概ね15問程度出題。）	
配点	1問1点	
合格基準	正答率80%以上	正答率70%以上
試験時間	60分	

出題数	45問 （法令、安全及び接遇のそれぞれについて概ね15問程度出題。）	40問	20問
配点	1問1点	1問1点	
合格基準	正答率80%以上	正答率70%以上	正答率80%以上 正答率70%以上
試験時間	60分	60分	30分

3. 試験の免除申請

施行規則第39条の2により、試験の免除を受けようとする者については、施行規則第16号様式による受験申請書に、施行規則第17号様式による他の指定地域（特定指定地域を含む。）に係る合格証の写しを添付して申請するものとする。

4. 試験終了後の取扱い

2. に掲げる科目を受験し、合格基準を満たした者については、施行規則第17号様式による合格証を交付する。

(2)、(3) 削除

5. その他

(1) 法令、安全及び接遇に関する科目について、試験時間を分割して実施することはできない。また、それぞれの最低点は設けず、3分野の合計点数により可否を判断する。

(削除)

(2) 試験中は、講習のテキストの持ち込みは認めない。

(3) 試験問題は、試験終了後の持ち帰りを認め、これにより試験問題の公表とす

3. 試験科目の一部免除申請

施行規則第39条の2により、2. に掲げる科目の一部免除を受けようとする者については、施行規則第16号様式による受験申請書に、施行規則第17号様式による他の指定地域（特定指定地域を含む。）に係る合格証の写し又は施行規則第17号の2様式による当該指定地域（特定指定地域を含む。）に係る科目合格通知書の写しを添付して申請するものとする。

4. 試験終了後の取扱い

(1) 2. に掲げる科目のすべてを受験し、それぞれの科目の合格基準を満たした者については、施行規則第17号様式による合格証を交付する。

(2) 施行規則第39条の2により、2. に掲げる一方の科目を免除されている場合については、免除されていない科目を受験し、当該科目の合格基準を満たした者に、施行規則第17号様式による合格証を交付する。

(3) 2. に掲げる科目のすべてを受験し、一方の科目についてのみ合格基準を満たした者については、当該科目について、施行規則第17号の2様式による科目合格通知書を交付する。

5. その他

(1) 法令、安全及び接遇に関する科目について、試験時間を分割して実施することはできない。また、それぞれの最低点は設けず、3分野の合計点数により可否を判断する。

(2) 地理に関する科目について、指定地域（特定指定地域を含む。）に複数の交通圏が含まれている場合、地域が広域である等、地方運輸局長が適当と認める場合にあつては、地域を細分化した地区別の地理試験を実施することができるものとする。なお、地区別の試験を実施する場合についても、地理に関する科目の出題数のうち1/3以上は、各地区共通の指定地域（特定指定地域を含む。）全体の地理に関する問題を出題するものとする。

(3) 試験中は、試験問題の一部として写し等を使用する場合を除き、講習のテキスト及び地図帳の持ち込みは認めない。

(4) 試験問題は、試験終了後の持ち帰りを認め、これにより試験問題の公表とす

る。
(4) 3. の合格証の写しの添付については、紛失等をした際に合格証に代わる証明書が発行された場合においても、当該証明書の写しの添付をもって有効なものとして取り扱うものとする。

附 則

1 本通達は、令和6年2月29日以降に実施する試験について適用する。

る。
(5) 3. の合格証又は科目合格通知書の写しの添付については、紛失等をした際に合格証等に代わる証明書が発行された場合においても、当該証明書の写しの添付をもって有効なものとして取り扱うものとする。

1. 試験の実施回数

各指定地域（特定指定地域を含む。）において、原則として毎月2回以上実施する。

2. 出題範囲及び設問形式等

次のとおりとする。

科目	法令、安全及び接遇	
地域	特定指定地域	指定地域
出題範囲	告示第5条で規定する法令、安全及び接遇に関する科目の試験範囲	
設問方式	文章による〇×方式及び語群選択方式（それぞれの比率は問わない）	
出題数	45問（法令、安全及び接遇のそれぞれについて概ね15問程度出題。）	
配点	1問1点	
合格基準	正答率80%以上	正答率70%以上
試験時間	60分	

3. 試験の免除申請

施行規則第39条の2により、試験の免除を受けようとする者については、施行規則第16号様式による受験申請書に、施行規則第17号様式による他の指定地域（特定指定地域を含む。）に係る合格証の写しを添付して申請するものとする。

4. 試験終了後の取扱い

- (1) 2. に掲げる科目を受験し、合格基準を満たした者については、施行規則第17号様式による合格証を交付する。

5. その他

- (1) 法令、安全及び接遇に関する科目について、試験時間を分割して実施することはできない。また、それぞれの最低点は設けず、3分野の合計点数により合否を判断

する。

- (2) 試験中は、講習のテキストの持ち込みは認めない。
- (3) 試験問題は、試験終了後の持ち帰りを認め、これにより試験問題の公表とする。
- (4) 3. の合格証の写しの添付については、紛失等をした際に合格証に代わる証明書が発行された場合においても、当該証明書の写しの添付をもって有効なものとして取り扱うものとする。

附 則

- 1 本通達は、平成27年10月1日以降に実施する試験について適用する。

附 則

- 1 本通達は、令和6年2月29日以降に実施する試験について適用する。

【別添】

国自旅第346号の2
令和6年2月29日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第39条第1項に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の実施について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。